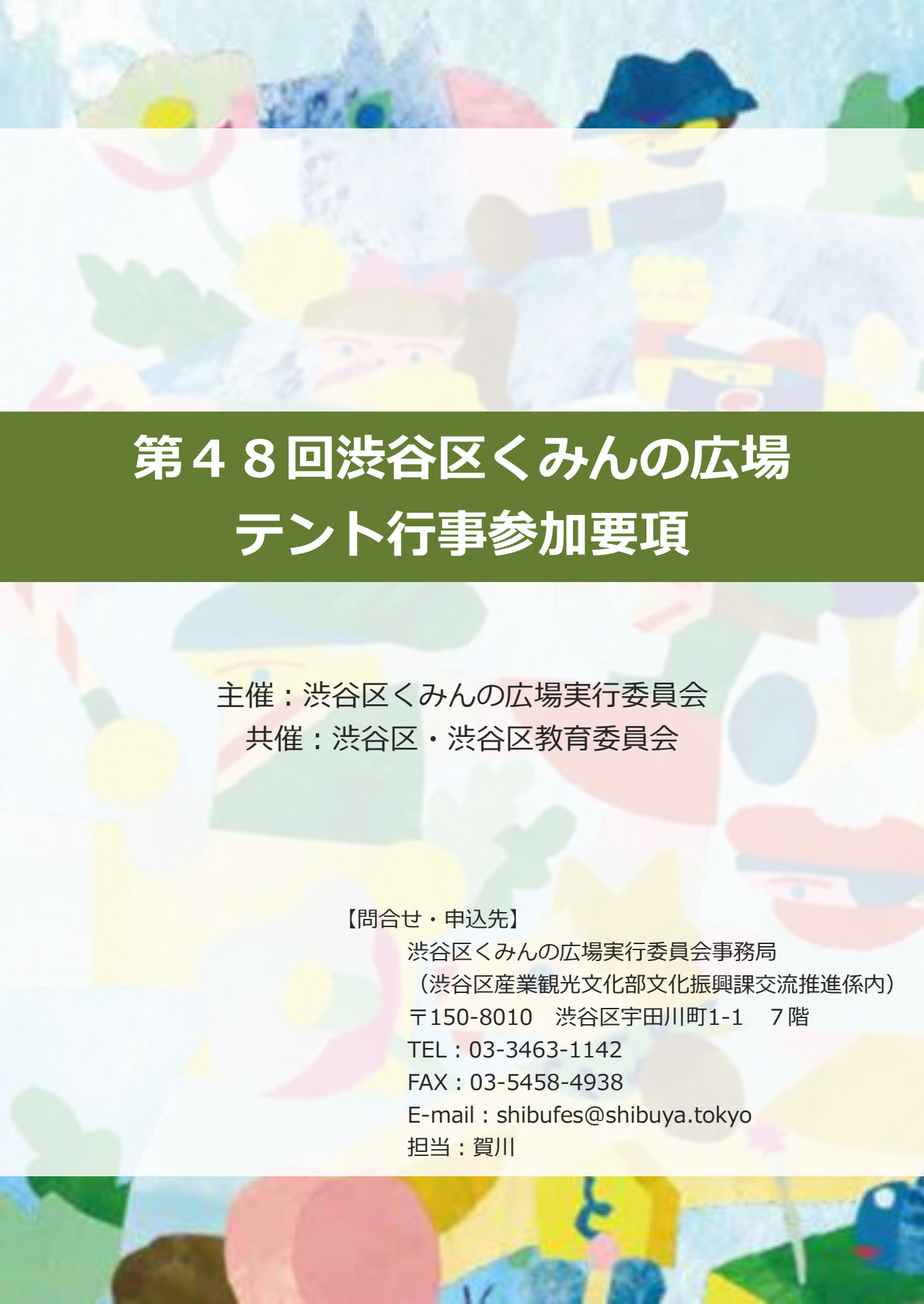




第48回渋谷区くみんの広場 テント行事参加要項

主催：渋谷区くみんの広場実行委員会
共催：渋谷区・渋谷区教育委員会

【問合せ・申込先】

渋谷区くみんの広場実行委員会事務局
（渋谷区産業観光文化部文化振興課交流推進係内）
〒150-8010 渋谷区宇田川町1-1 7階
TEL：03-3463-1142
FAX：03-5458-4938
E-mail：shibufes@shibuya.tokyo
担当：賀川

I 基本情報	2～3 P
II 申込について	4～6 P
III 肖像権の使用について	7 P
IV テント参加の注意事項	8～12 P
V スタンプラリー等について	13 P
VI 周知媒体について	14 P

I 基本情報

1.名称

第48回渋谷区くみんの広場

2.開催日

令和7年11月1日（土）、2日（日） 午前10時～午後16時

3.会場

都立代々木公園イベント広場 ほか

4.趣旨

「渋谷区くみんの広場」は、渋谷区を愛する人々が手を結び、「わが街と誇れる渋谷」の形成を目指して昭和53年に第1回が開催され、以降、区民と区が一体となり、発展してきました。

今回で48回目を迎えようとしています。回を重ねる毎に出会い・ふれあい・交流の場として、地域連帯の輪をひろげています。

先人達がこれまで築き上げた「渋谷の歴史と伝統文化」を改めて見つめ直すと共に、区民相互の絆と連帯をより一層強め、広場への想いを同じくする人々をつなぎ、新たな「渋谷区くみんの広場・ふるさと渋谷フェスティバル2025」を築き上げていきます。

5.会場レイアウト

展示・相談ゾーン、商店街バザーゾーン、商店街飲食ゾーン、バザーゾーン、アトラクションゾーン、都市交流ゾーン、スポーツ・ちびっこゾーン、知ろうよ渋谷区ゾーン 等



※会場レイアウトについては、今後変更となる可能性があります。

6.スケジュール

日程	内容	備考	連絡方向 参加場所
7月15日（火） 必着	参加申込提出期限	全団体	全団体 →実行委員会事務局
7月下旬	設備仕様確認書 送付	全団体	実行委員会事務局 →全団体
	食品申請書送付	該当団体のみ	実行委員会事務局 →該当団体
8月中旬	設備仕様変更書 提出期限	全団体	全団体 →実行委員会事務局
	食品申請書 提出期限	該当団体のみ	該当団体 →実行委員会事務局
8月下旬	参加可否決定 通知送付	全団体	実行委員会事務局 →全団体
9月24日（水） AM	参加団体説明会	参加団体	渋谷区役所
10月31日（金） PM	前日搬入・設営	参加団体	都立代々木公園
11月1日（土） 11月2日（日）	当日	参加団体	都立代々木公園
11月28日（金）	実績報告書 提出期限（厳守）	参加団体	参加団体 →実行委員会事務局

※上記日程については、予定となります。参加決定後に、テント説明会の開催通知を送付いたします

Ⅱ 申込について

1.参加資格

渋谷区くみの広場のテント行事に申込できるのは、次の条件を全て満たす団体となります。

- (1) 開催1日目、2日目の両日参加ができる団体
- (2) 渋谷区内在住・在勤・在学者で構成され、渋谷区内での活動実績が認められる区民団体又は行政関係機関であること
- (3) この参加要項に定める事項に同意し、テント参加申込書・指定の必要書類を期限内に提出できる団体
- (4) 出店の内容、提出物において実行委員会事務局の指示に従うことができる団体
- (5) 政治活動や宗教活動を目的とする団体及び暴力団体やその構成員でないこと

2.申込方法

参加要項の内容に同意のうえ、提出期限までに必要書類一式を事務局へメールで送付ください。

(1) 提出書類

①参加申込書（ファイル形式を変更しないでください）

②リーフレットやチラシ等（ある団体のみ）

※提出いただいた資料で団体の活動状況や所在を確認することが難しい場合には、団体代表者の身分を証明する書類などの追加資料の提出をお願いすることがあります。

(2) 送付先

①宛 先：渋谷区くみの広場実行委員会事務局 テント担当者宛

②メール：shibufes@shibuya.tokyo

③件 名：渋谷区くみの広場テント参加申込（団体名）

※メールに別添の【テント参加申込書（団体名）.xlsx】を添付し送付ください。

(3) 申込受付期限

令和7年7月15日（火）必着

※正当な理由なく提出が遅れた場合は、参加をお断りいたします。

Ⅱ 申込について

3.設備使用と食品申請について

テントで使用する設備と食品の取り扱いについては、8月中旬までに申込団体に、内容等を確認させていただきます。詳細は8 P以降をご覧ください。

4.参加の可否決定

渋谷区くみの広場実行委員会で申込内容を審査の上、参加の可否を決定します。

(1) 参加可否決定通知の時期

「参加可否決定通知」は8月下旬に申込団体へお送りする予定です。

(2) テントの位置について

テントの位置については全体の配置計画に沿って実行委員会で決定させていただきます。また、テント位置の指定はできません。

テントの位置は前年から変更となる場合がございます。ご了承ください。

5.参加協力金及び特別協力金について

参加団体の皆様には、渋谷区くみの広場のより良い運営のために、参加協力金及び特別協力金のご協力をお願いしております。詳細およびご請求は、参加団体決定後にご連絡いたします。

(1) 参加協力金

- ①対象：一般参加団体
- ②金額：任意の金額

(2) 特別協力金

- ①対象：特別参加団体及び物産展参加団体
 - ※実行委員会が参加を認める渋谷区外の地方公共団体
 - ※観光協会等を含む
- ②金額：給排水設備を敷設する必要がない団体・・・1口 2万円
給排水設備を敷設する必要がある団体・・・1口 4万円
※1口は必須

6.参加の取り消し

(1) 参加取消しとなる場合

- ①この要項に定める事項に違反した場合
- ②正当な理由なく期日までに必要書類の提出および入金をしなかった場合
- ③主催者・保健所・消防署等からの指示に従わない場合
- ④参加資格がないことが判明した場合

(2) 参加取消後について

- ①参加取消しとなった団体は、次回の渋谷区くみんの広場へ参加はできません。
- ②渋谷区くみんの広場当日に参加を取消された団体は、ただちに出店を中止し、退場していただきます。
- ③参加を取消された団体の参加協力金等は返還しません。
また、いかなる補償も行いません。

Ⅲ 肖像権の使用について

1.当日の撮影

第48回渋谷区くみんの広場の当日に実行委員会事務局が撮影した動画・音声・画像等及び貴団体が渋谷区くみんの広場実行委員会事へ提供した動画・音声・画像等（全て合わせて以下「本映像等」）は、渋谷区くみんの広場特設サイトやSNS、ポスター、パンフレット、渋谷区の広報物など、様々なメディアに掲載する予定です。参加申込をした時点で次項の肖像権使用範囲において、下記（１）～（５）のすべてに貴団体の参加者全員が同意したものとします。

- （１）無償で使用する
- （２）肖像権や著作権等の一切の権利を主張しない
- （３）選択、光学的創作、変形等に対して異議申し立てしない
- （４）データ、それを出力した印刷物等の提供を求めない
- （５）使用した作品、作品の見本の提供を求めない

※画像や動画をインターネット等で公開するにあたり、写っている人物へ公開することについての同意が必要です。

※トラブルが起きないように、必ず申し込み前に参加者全員の同意を得るようお願いします。未成年者については、保護者の同意を得てください。

2.肖像権使用範囲

- （１）本映像等は、渋谷区くみんの広場及び渋谷区政の運営のためにのみ使用いたします。
- （２）本映像等を使用した作品を、渋谷区くみんの広場実行委員会及び渋谷区の運営する各媒体、その他、雑誌や放送などの広報用媒体などに掲載する場合があります。
- （３）本映像等の利用地域、利用期間に制限は設けません。

Ⅳ テント参加の注意事項

1. 食品の取り扱いについて

試食・試飲を含め、食品を取り扱う団体は、保健所に届出が必要となります。

保健所への届出書一式は、7月下旬頃、別途お送りします。

食品を販売する場合は、別紙1「食品販売、試食試飲、表示作成例」、調理加工する場合は、別紙2「簡易な施設で取り扱える食品」を必ずご確認くださいの上、申込ください。

(1) 調理して提供する食品の取扱要件

- ① 生もの（刺身、生卵、生肉など）、生クリーム（原料としての使用は可）の提供は行わないこと
- ② 直前に加熱処理したもの以外の取扱いはできません（ところてん、かき氷、清涼飲料水及び酒類を除く）
- ③ 仕込み作業は原則、許可のある施設で行う必要があります。

(2) 会場で食品を調理加工等して販売する場合（一般参加団体）

簡易な衛生設備を用意したテント（簡易施設）では、別紙2「簡易な施設で取り扱える食品」のリストに記載されている食品を**1テントにつき1品目まで**提供可能です。なお、衛生設備等は各自でご用意していただきます。ご用意できない場合は食品の取扱いはできませんので、ご注意ください。

【簡易な衛生設備の一覧】

- ① 18リットル以上の容器で蛇口付の、フタ付のタンク
- ② 排水を受ける容器（バケツなど）
- ③ ふた付きのごみ箱
- ④ 石けん、消毒液等
- ⑤ 冷蔵庫や冷凍庫・温度計（冷蔵を必要とする場合）



(3) 会場で食品を調理加工等して販売する場合（特別参加団体/物産展参加団体）

実行委員会が参加を認める渋谷区外の地方公共団体（※観光協会等を含む）でかつ給排水設備を敷設する団体においては、例外として2品目以上の取り扱いが可能です。ただし、会場等の都合により、設備がご用意できない場合は1品目に制限する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(4) 酒類を取り扱う場合

酒類を開栓し、コップに注いで販売する場合は、上記同様、保健所に届出が必要です。

酒類を開栓せず販売する場合は、税務署に届出が必要です。

税務署への届出書一式は、7月下旬頃別途お送りします。

Ⅳ テント参加の注意事項

2. 交通利用について

- (1) 来場者の安全確保のため、参加団体の会場内駐車は禁止です。
- (2) 搬入・搬出は、通行許可証の時間を必ず守ってください。
- (3) 搬入後の駐車は、渋谷区役所前公共地下駐車場等、近隣の駐車場をご利用ください。
- (4) 公園内は自動二輪車での通行禁止です。荷物の搬出入等にも使用できませんのでご注意ください。

3. テント設備について

テント設備は必要最小限の設備利用としてください。

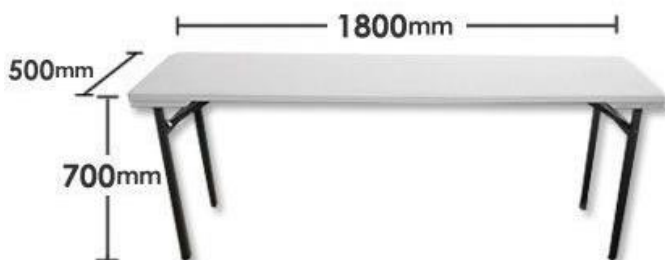
(1) 基本設備（無料）

テント（3方を囲む、前面幕なし）、長机（5台）、イス（10脚）、
テント表示板（団体名）

※（ ）内は基本設備の上限数です。

※長机のサイズ・仕様は、都合により変更となる場合があります。

※長机は、天板が白でプラスチックのものになります。



(2) その他の設備の持ち込み、及びレンタル希望について

原則、各団体でご用意ください。実費にてレンタル可能な物品等もありますので、申し込み時にご相談ください。ただし、会場スペース等の関係により、ご希望に添えない場合があります。

(3) 電気器具の取扱いについて（電気ポット、冷蔵庫等含む）

- ① テントにつき、使用する電気器具の最大消費電力の合計は1,500W以下にしてください。電力が超過すると、他のテントを含む付近一帯の電力が落ちますので、申請した器具以外は、絶対に使用しないでください。
- ② 分電コンセント（タコ足）の使用は禁止します。
- ③ 電気ポットは多大な電力を消費しますので、湯沸しにはカセットコンロ等のご利用にご協力ください。
- ④ 電気器具がない場合はコンセントの設置をしません。使用する団体は必ず記載してください。

Ⅳ テント参加の注意事項

(4) 追加設備

基本設備で不足する場合は、有料で設備の追加を承ります。

ただし、テントスペース、電気容量等の関係から対応できない場合があります。

- ① 机：6台目から一部負担（1台500円）
- ② 椅子：11脚目から一部負担（1脚300円）
- ③ 蛍光灯：一部負担（1基1,000円）
- ④ テント幕：前幕としての使用500円
- ⑤ テント幕：間仕切りとしての使用90cm毎300円
- ⑥ 展示パネル：1枚（90cm）2,000円
（サイズにより金額が変わるため別途相談）

※展示パネルとは、ベニヤ板で作られた自立式のパネルです。

テント内の仕切り、目隠し用ではございません。テント内の仕切り、目隠しについては、テント幕で対応させていただきますのでご相談ください。

なお、展示パネルは、開催終了後の処理はこちらで受け持ちますので、テントに設置したままお帰り頂いて結構です。



Ⅳ テント参加の注意事項

4.火器器具の取り扱いについて

東京都の火災予防条例により、火気器具を使用するテント出店には消火器の設置が義務づけられています。該当する団体は、テント内に消火器を1本以上設置してください。

- (1) 火気器具とは、電気を熱源とする器具（電気ポット、ホットプレート、トースター、ハロゲンヒーター等）及び燃料を使用する器具（ガスコンロ、カセットコンロ、暖房器具等）が該当します。
- (2) 火気器具を使用する団体は、申込書に使用する火気器具を記載してください。
なお、記載のない火気器具は当日使用できません。
- (3) 火気器具を使用する団体は必ずABC粉末消火器10型をご準備ください。
※消火器のレンタルを1本3,000円で行っております。案内については後日連絡致します。
- (4) 当日は、消防署による確認がございます。
※不備のあったテントは出店を中止していただく場合がございますのでご注意ください。



← 消火器の例

学校等に設置されている業務用タイプです。

（水バケツ、エアゾール式簡易消火具及び住宅用消火器は設置が義務づけられている消火器に該当しません。）

Ⅳ テント参加の注意事項

5. テント内での展示内容・商業活動について

- (1) 「過度な商業主義の防止」の観点から、商品・サービスのPRを主とした展示や、事前に届け出のない物販およびサンプリングの配布は不可としております。
また、物販を伴う場合は、可能な限り安価に設定し、営業行為や営利目的による出展はご遠慮ください。
- (2) 登録と異なるロゴ・団体名の掲出は不可としております。

6. その他注意事項について

- (1) 荒天や地震等の天災、または主催者がやむを得ないと判断する事情により、イベントを中止・中断・変更する場合があります。その場合でも、出店にかかった費用（仕入れ・交通・人件費等）や損失について、主催者は一切補償いたしません。
- (2) 主催者から貸与されたテント・机・椅子・パネル等の設備・備品については、丁寧に取り扱ってください。故意または過失により損傷・汚損・紛失があった場合、当該出店者に修理・交換等の実費をご負担いただきます。
- (3) 火気・ガス・電気等の取り扱いによる事故について、出店者の責任において安全管理を徹底してください。
- (4) 出店に際し発生した事故・盗難・紛失・トラブル（他の出店者・来場者等との間のトラブルを含む）について、主催者は一切の責任を負いません。出店者ご自身の責任において、十分な管理・対応をお願いいたします。
- (5) 渋谷区くみの広場終了後は、実行委員会事務局あてに実績報告書を必ず提出してください。

V スタンプラリーについて（任意参加）

1.スタンプラリーについて

小学生以下の子どもを対象としたスタンプラリーを実施予定です。ラリーカードに掲載されたスタンプラリー参加テントのアトラクションを体験すると、スタンプが1つもらえ、既定数に達すると交換所で記念品と交換ができるという企画です。

下記2,3の両方もしくはどちらかにご協力いただける団体は申込書のNo41～44にご記入ください。

2.スタンプラリーへのご協力をお願い

自テント内にて、簡易ゲームや参加団体毎の特色ある「体験コーナー」を実施していただきます。体験後、参加した子どものカードにスタンプを押していただきます。

（スタンプは実行委員会事務局で用意します）

子ども向けに、安全であり、また複雑な内容でない「体験コーナー」の企画・運営をお願いいたします。

【前回の体験コーナー例】

輪投げ、スポーツ体験コーナー、簡単工作（クラフトコーナー） 等

〈各テントでの体験コーナー実施予定時間〉

1日目 午前10時30分～午後3時

2日目 午前10時30分～午後3時

※記念品がなくなり次第、終了となります。

※テントの運営時間とは異なりますので、ご注意ください。

3.記念品のご提供のお願い

参加団体・協賛企業からご提供いただいた記念品は、既定数に達したラリーカードと交換する記念品とさせていただきます。

【前回の交換実績数】

2日間合計 1,190人（ラリーカード1枚につき、記念品2個交換）

例年記念品が不足しております。記念品のご提供のみの参加も可能ですので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

VI 周知媒体について（任意参加）

1.公式SNSスタンプラリーについて

渋谷区くみんの広場公式SNSにて、各団体が運営しているインスタグラムやX(旧Twitter)を相互フォローしたうえで、発信します。（渋谷区くみんの広場にかかわるものに限り、貴団体の発信をリポストします。）

相互発信にご協力いただける場合には、貴団体のSNSのアカウント名を申込書に記入し、下記アカウントのフォローをお願いいたします。

- ・公式インスタグラムアカウント：@fesshibuya
- ・公式X（旧Twitter）アカウント：@FesShibuya

2.渋谷区くみんの広場特設サイト

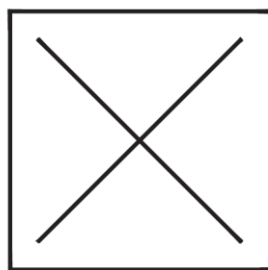
各種情報は特設サイトで発信いたします。随時最新情報をご確認ください。

※今年度は特設サイトにて各団体の生配信やアーカイブ配信は実施しない予定ですので、予めご承知おきください

URL：<https://www.shibuya-fes.online>



渋谷



ちがいを
ちからに
変える街